

資料編

- 1 人にやさしい福祉のまちづくり条例
 - 1－1 条例
 - 1－2 施行規則
 - 1－3 規則様式
- 2 おもいやり駐車場制度実施要綱
- 3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
 - 3－1 法律
 - 3－2 施行令
 - 3－3 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（誘導基準）
- 4 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件
- 5 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することができないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件
- 6 参考文献

1-1 人にやさしい福祉のまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 福祉のまちづくりに関する施策（第6条—第13条）

第3章 施設等の整備

　第1節 公共的施設の整備（第14条—第25条）

　第2節 公共輸送車両等及び住宅の整備（第26条・第27条）

第4章 雜則（第28条—第32条）

附則

私たちのふるさと宮崎は、温暖な気候と美しい自然に恵まれ、宮崎らしい独自の文化と歴史を形成するとともに、人情味あふれる県民性と社会福祉事業の先駆者を生んだ人にやさしい福祉の心をはぐくんできた。

このふるさと宮崎の、豊かな自然や特色ある文化とぬくもりのある県民性のもと、障がい者や高齢者をはじめすべての人々が一人の人間として尊重され、住み慣れた地域で安心して快適に生活を営むとともに、自らの意思で行動し、参加することができる社会を実現することは、私たち県民の共通の願いであり、責務である。

このような社会を実現するためには、県民一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重し、障がい者、高齢者等の自由な活動を制限しているさまざまな障壁を取り除くための「福祉のまちづくり」の推進が必要である。

ここに、私たち宮崎県民は、人情味あふれるやさしい心を生かし、ともに力を合わせて福祉のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針並びにこれに基づく県民意識の高揚、施設等の整備その他必要な施策を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者、高齢者等　障がい者、高齢者、妊産婦、幼児等で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受ける者をいう。
- (2) 公共的施設　病院、劇場、集会場、百貨店、道路、公園その他の多くの人が利用する施設で規則で定めるものをいう。
- (3) 特定公共的施設　公共的施設のうち、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用

できるようにするための整備を促進することが特に必要な施設として規則で定めるものをいう。

(4) 公共輸送車両等 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等で規則で定めるものをいう。

(県の役割)

第3条 県は、福祉のまちづくりに関し総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深めるとともに、自ら所有し、又は管理する施設等について、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう、その整備に努め、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

2 県民は、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に施設等を利用できるよう協力するものとする。

(施策の基本方針)

第6条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の推進を図るものとする。

(1) すべての県民が障がい者、高齢者等についての理解を深めるとともに、福祉のまちづくりに積極的に参加するよう県民の意識の高揚を図ること。

(2) 障がい者、高齢者等が安全に生活でき、主体的かつ自主的に社会参加できる環境づくりを推進すること。

(3) 障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう建築物、施設等の整備を促進すること。

(啓発及び広報)

第7条 県は、福祉のまちづくりについて事業者及び県民の理解と関心を深めるため、啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(教育の推進)

第8条 県は、障がい者、高齢者等に対する思いやりのある心をはぐくむため、福祉のまちづくりに関する教育の推進に努めるものとする。

(ボランティア活動の促進)

第9条 県は、福祉のまちづくりに関するボランティア活動を促進するため、必要な施策の推進に努めるものとする。

1-1 人にやさしい福祉のまちづくり条例

(情報の提供及びコミュニケーション手段の確保)

第10条 県は、障がい者、高齢者等に対し、情報の提供及びコミュニケーション手段の確保に関する施策の推進に努めるものとする。

(観光・リゾート施設の環境づくり)

第11条 県は、障がい者、高齢者等が安心して利用できるよう観光・リゾート施設における環境づくりに関する施策の推進に努めるものとする。

(安全な生活の確保)

第12条 県は、障がい者、高齢者等が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全に関する施策の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(整備基準)

第14条 知事は、公共的施設の構造及び設備に関し、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場その他のものについて、公共的施設の種類及びその区分に応じ規則で定める。

(整備基準への適合)

第15条 特定公共的施設の新築、新設、増築（整備基準に係る部分を含むものに限る。）又は改築（整備基準に係る部分を含むものに限る。）（以下これらを「新築等」という。）をしようとする者（施設の用途を変更して特定公共的施設としようとする者を含む。）は、当該特定公共的施設を整備基準に適合させなければならない。

2 公共的施設（特定公共的施設を除く。以下この項において同じ。）の新築等をしようとする者（施設の用途を変更して公共的施設としようとする者を含む。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

3 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(維持保全)

第16条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設について、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(事前協議)

第17条 公共的施設の新築等をしようとする者（施設の用途を変更して公共的施設としようとする者を含む。以下同じ。）は、当該公共的施設の新築等の内容について、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事と協議しなければならない。協議した内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも同様とする。

(工事完了の届出)

第 18 条 前条の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより速やかに知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第 19 条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る公共的施設の整備基準への適合状況を検査するものとする。

(適合証の交付)

第 20 条 知事は、前条の規定による検査の結果、同条の公共的施設が整備基準に適合すると認められるときは、第 17 条の規定による協議をした者に対し、当該公共的施設が整備基準に適合することを証する証票（以下「適合証」という。）を交付するものとする。

- 2 前項に定める場合を除くほか、公共的施設を所有し、又は管理する者は、規則で定めるところにより、知事に対し適合証の交付を請求することができる。
- 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認められるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。
- 4 知事は、適合証の交付を受けている者の同意を得て、当該公共的施設が整備基準に適合していることを公表するものとする。

(適合状況報告)

第 21 条 知事は、必要があると認めるときは、公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、当該公共的施設の整備基準への適合状況について報告を求めることができる。

(立入調査)

第 22 条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に公共的施設又は公共的施設の工事現場に立ち入り、当該公共的施設の整備基準への適合状況について調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(指導及び助言)

第 23 条 知事は、公共的施設の新築等をしようとする者及び公共的施設を所有し、若しくは管理する者のした協議、届出又は報告（以下この条において「協議等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協議等をした者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

- (1) 第 17 条の規定による協議の内容が整備基準に適合していないとき。
- (2) 第 18 条の規定による届出の内容が前号に規定する協議の内容と異なり、かつ、整備基準に適合していないとき。
- (3) 第 21 条に規定する報告の内容が整備基準に適合していないとき。

1-1 人にやさしい福祉のまちづくり条例

(勧告)

第24条 知事は、公共的施設の新築等をしようとする者又は公共的施設を所有し、若しくは管理する者が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第17条の規定による協議をしないとき。
- (2) 第21条に規定する報告をしないとき。
- (3) 第22条第1項の規定による調査を拒否したとき。
- (4) 前条の指導及び助言（同条第3号に該当する場合に係るもの）を除く。に従わないとき。

(公表)

第25条 知事は、前条の規定による勧告（同条第1号又は第3号に該当する場合に係るものに限る。）をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

(公共輸送車両等の整備)

第26条 公共輸送車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共輸送車両等について、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようその整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第27条 県民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたり安全かつ快適に生活できるようその整備に努めるものとする。

- 2 住宅を供給する者は、障がい者、高齢者等が安全かつ快適に生活できるよう整備された住宅の供給に努めるものとする。

(表彰制度)

第28条 知事は、福祉のまちづくりに関して功績のあったものに対し表彰を行うものとする。

(国等に関する特例)

第29条 前章第1節（第14条から第16条までを除く。）の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が設置する公共的施設については、適用しない。

- 2 国等は、国等が設置し、又は管理する公共的施設の新築等を行ったときは、規則で定めるところにより、知事に通知しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による通知の結果、同項の公共的施設が整備基準に適合すると認められるときは、国等に対し、適合証を交付するものとする。

(市町村の条例との関係)

第 30 条 知事は、市町村の条例で定めるところにより、公共的施設についてこの条例の規定による整備基準と同等又はそれ以上の整備が図られると認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の区域においては前章並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定は適用しないものとすることができます。

附則 この条例は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条（第 1 号を除く。）、第 3 章（第 27 条を除く。）、第 29 条及び第 30 条の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 15 年 3 月 12 日条例第 10 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 18 年 10 月 1 日条例第 58 号）

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附則（平成 18 年 12 月規則第 87 号で、同 18 年 12 月 20 日から施行）

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。ただし、前文、第 2 条及び第 4 条の改正規定、第 5 条に 1 項を加える改正規定並びに第 6 条、第 8 条、第 10 条から第 12 条まで、第 14 条、第 26 条及び第 27 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成 23 年 7 月 10 日条例第 27 号）

(施行期日)

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。ただし、前文、第 2 条及び第 4 条の改正規定、第 5 条に 1 項を加える改正規定並びに第 6 条、第 8 条、第 10 条から第 12 条まで、第 14 条、第 26 条及び第 27 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

改正後の人にもやさしい福祉のまちづくり条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に工事に着手する公共的施設の新築等に適用し、施行日前に工事に着手した公共的施設の新築等については、なお従前の例による。

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、人にやさしい福祉のまちづくり条例（平成12年宮崎県条例第15号。

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表第1の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の公共的施設の欄に掲げる施設とする。

(特定公共的施設)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、別表第1の公共的施設の欄に掲げる施設であって、同表の特定公共的施設の欄に掲げるものとする。

(公共輸送車両等)

第4条 条例第2条第4号の規則で定める公共輸送車両等は、別表第2の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の公共輸送車両等の欄に掲げるものとする。

(整備基準)

第5条 条例第14条第2項の規則で定める整備基準は、次項に規定するものを除き、別表第3のとおりとする。

2 公共的施設のうち、一の建築物における当該用途に供する部分の床面積（以下「用途面積」という。）が300平方メートル未満の医療施設、集会施設、物品販売施設、飲食施設及びサービス施設、用途面積が1,000平方メートル未満の興行施設、展示施設、宿泊施設、体育施設、遊技施設、公衆浴場、自動車車庫及び複合施設、用途面積が3,000平方メートル未満の事務所及び工場並びに1棟当たりの戸数が50戸以下の共同住宅（以下「小規模施設」という。）の整備基準は、別表第4のとおりとする。

3 前2項の整備基準については、整備基準に適合させるための措置と同等以上に障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に公共的施設が利用できると知事が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることができると知事が認める場合は、これによらないことができる。

(事前協議)

第6条 条例第17条の規定による協議は、新築等の工事に着手する日の30日前までに、公共的施設事前協議書（別記様式第1号）によってしなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設の種類ごとの整備項目表（別記様式第2号）
- (2) 施設の種類ごとに別表第5に定める図書

(軽微な変更)

第7条 条例第17条の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 整備基準に適合している部分を障がい者、高齢者等がより安全かつ円滑に利用できるようにするための変更
- (2) 工事着手予定期日又は工事完了予定期日の3月以内の変更

(変更の協議)

第8条 条例第17条の規定による変更の協議は、公共的施設変更事前協議書（別記様式第3号）に第6条第2項に規定する書類のうち変更に係るものを添付してしなければならない。

(工事完了の届出)

第9条 条例第18条の届出は、公共的施設工事完了届出書（別記様式第4号）によってしなければならない。

(適合証の交付請求等)

第10条 条例第20条第1項の適合証の様式は、知事が別に定める。

2 条例第20条第2項の規定による請求は、適合証交付請求書（別記様式第5号）によつてしなければならない。

3 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）施設の種類ごとの整備項目表

（2）施設の種類ごとに別表第5に定める図書

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができる。

（1）偽りその他不正の手段により適合証の交付を受けたことが判明したとき。

（2）交付の対象となった公共的施設が整備基準に適合しなくなったとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、適合証を返還させることが適当であると認めるとき。

(適合状況の報告)

第11条 条例第21条の報告は、公共的施設適合状況報告書（別記様式第6号）によってしなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）施設の種類ごとの整備項目表

（2）施設の種類ごとに別表第5に定める図書

(立入調査票)

第12条 条例第22条第2項の身分を示す証明書の様式は、立入調査証（別記様式第7号）によるものとする。

(特例の適用を受ける者)

第13条 条例第29条第1項の規則で定めるものは、法令の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

2 条例第29条第2項の規定による通知は、公共的施設新築等通知書（別記様式第8号）により行わなければならない。ただし、国等が所有し、又は管理する公共的施設について、整備基準に適合していると知事が認めるときは、この限りでない。

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

(条例の一部適用除外)

第14条 条例第30条の規定により、宮崎市及び都城市的区域においては、条例第3章及び第29条2項及び3項の規定は、適用しない。

(書類の提出部数)

第15条 この規則の規定により知事に提出する書類の部数は第6条、第8条に規定する書類にあっては正本1部及び副本1部、その他の書類にあっては1部とする。

別表第1（第2条、第3条関係）

第1 建築物

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 福祉保健施設	(1) 地域保健法（昭和22年法律第101号） 第18条第1項に規定する市町村保健センター (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第7条第1項に規定する児童福祉施設 (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） 第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設 (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号） 第38条第1項に規定する保護施設 (5) 売春防止法（昭和31年法律第118号） 第36条に規定する婦人保護施設 (6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号） 第5条の3に規定する老人福祉施設並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (7) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） 第39条第1項に規定する母子福祉施設 (8) 母子保健法（昭和40年法律第141号） 第22条第1項に規定する母子健康センター (9) 介護保険法（平成9年法律第123号） 第8条第25項に規定する介護老人保健施設	公共的施設のうち床面積（増築若しくは改築又は用途の変更にあっては当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下「床面積」という。）の合計2,000平方メートル以上の施設((2)に規定する施設のうち児童厚生施設及び主として障がい児が利用する施設以外の施設、(4)に規定する施設、(5)に規定する施設、(7)に規定する施設、(8)に規定する施設及び(11)に規定する施設を除く。)

	<p>(10) 障害者自立支援法(平成17年法律第12号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。)を提供する施設、同上第13項に規定する障害者支援施設、同条第22項に規定する地域活動支援センター、同条第23項に規定する福祉ホーム、同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者援護施設</p> <p>(11) その他これらに類する施設</p>	
2 文化施設	<p>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3) その他これらに類する施設</p>	公共的施設のうち床面積の合計が、2,000平方メートル以上の施設 ((3)に規定する施設を除く。)
3 公共交通機関の施設	<p>(1) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設</p> <p>(2) 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港</p> <p>(3) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル</p> <p>(4) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する停車場のうち駅</p>	公共的施設のうち床面積の合計が、2,000平方メートル以上の施設

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

4 公衆便所	公衆便所	床面積の合計が 50 平方メートル以上の公衆便所
5 官公庁施設	国、地方公共団体及び第 13 条に定める者の事務又は事業の用に供する施設（他の項に掲げる公共的施設を除く。）（不特定かつ多数の者が利用しない施設を除く。）	公共的施設のうち床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の施設
6 公益施設	(1) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号） 第 2 条第 2 項に規定する一般ガス事業者の事務所 (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者の事務所 (3) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者の店舗	
7 教育施設	(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号） 第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（以下「学校」という。） (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号） 第 98 条第 1 項に規定する自動車教習所 (3) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 6 第 1 項各号に規定する施設	公共的施設のうち床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の特別支援学校
8 医療施設	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所	公共的施設のうち床面積の合計が、2,000 平方メートル以上の施設
9 集会施設	集会場又は公会堂	
10 物品販売施設	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
11 飲食施設	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設	公共的施設のうち床面積の合計 2,000 平方メートル以上の飲食店

12 サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> (1) 郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する郵便局 (2) 理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所 (3) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋の営業所 (4) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第4項に規定するクリーニング所 (5) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業及び同条第2項に規定する旅行業者代理業を営む者の営業所 (6) 美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所 (7) 貸衣装屋 (8) 銀行その他の金融機関の店舗 (9) その他公衆に直接サービスを提供する施設 	公共的施設のうち床面積が合計2,000平方メートル以上の施設
13 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
14 展示施設	展示場	
15 宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する施設	公共的施設のうち床面積の合計が2000平方メートル以上の施設（簡易宿所営業を除く。）
16 体育施設	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設	公共的施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
17 遊技施設	遊技場	
18 公衆浴場	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場	
19 自動車車庫	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定す	

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

	る国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	
20 複合施設	1から19の項までに掲げる施設のうち異なる項に属するものが2以上存する施設	1から5の項まで及び7から19までに掲げる特定公共的施設のうち異なる項に属するものが2以上存する施設で、床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
21 事務所	事務所（6の項に掲げる事務所を除く。）	
22 工場	工場（見学コースを有するものに限る。）	
23 共同住宅	共同住宅（共用部分に限る。）	
24 公共用歩廊	公共用歩廊	床面積の合計が2,000平方メートル以上の公共用歩廊

第2 道路

区分	公共的施設	特定公共的施設
道路	道路法（昭和27年法律第180号） 第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第9号に規定する特定道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。）

第3 公園等

区分	公共的施設	特定公共的施設
公園その他これに類するもの (以下「公園等」という。)	(1) 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 (2) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 (4) 動物園、植物園及び遊園地	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第13号に規定する特定公園施設

第4 建築物以外の路外駐車場

区分	公共的施設	特定公共的施設
建築物以外の路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第11号に規定する特定路外駐車場

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

別表第2（第4条関係）

区分	公共輸送車両等
1 鉄道車両	鉄道事業法による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両
2 自動車	(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車 (2) タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシー
3 船舶	海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
4 飛行機	航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機のうち旅客の運送の用に供する飛行機

別表第3（第5条関係）

第1 建築物に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 障がい者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）	<p>(1) 次に定める場合においては、それぞれに定める経路のうち、1以上（エに掲げる場合にあっては、そのすべて）は移動等円滑化経路とすること。</p> <p>ア 公共的施設に、条例第2条第2号に定める公共的施設においてサービス等の提供を受ける者（以下「利用者」という。）の用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）の直上階若しくは直下 階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 公共的施設又はその敷地に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。車いす使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 公共的施設又はその敷地に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>エ 公共的施設が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 特定公共的施設の移動等円滑化経路上には階段又は段を設けないこと。 ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合においては、この限りでない。</p>
2 移動等円滑化経路を構成する出入口	<p>移動等円滑化経路を構成する出入口は、7の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

3 移動等円滑化経路を構成する廊下等	<p>移動等円滑化経路を構成する廊下等は、8の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(3) 2の項に定める構造の出入口及び5の項(1)並びに5の項(2)のアに定める構造のエレベーターの出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 戸を設ける場合にあっては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路	<p>移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、10の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、階段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
5 移動等円滑化経路を構成するエレベーター等	<p>(1) 特定公共的施設の移動等円滑化経路を構成するエレベーター((2)に規定するものを除く。)及びその乗降ロビーは、11の項(1)から(7)まで(9)及び(10)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア カゴ（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。</p> <p>イ カゴの幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 特定公共的施設の移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用ができるものとして次に定める構造とすること。</p> <p>ア 特殊な構造又は使用形態のエレベーター（昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、カゴの定格速度が15メートル毎分以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のもの。</p> <p>(ア) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号第1第9号）に規定する構造とすること。</p> <p>(イ) カゴの幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチ</p>

	<p>メートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合においては、かごの幅及び奥行きを十分に確保すること。</p> <p>イ エスカレーター（車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものをいう。）は、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏み段の定格速度を定める件（平成12年建設省告示第1417号）第1ただし書に規定する構造とすること。</p>
6 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、14の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、才に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>エ 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>オ 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(2) 1の項(1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(1)の規定によることが困難である場合における(1)の規定の適用については、1の項(1)のアの規定中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。</p>
7 出入口	<p>利用者の用に供する出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突することがないよう危険防止の措置を講じること。</p>

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

	(2) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、戸に挟まれることがないよう危険防止の措置を講じること。
8 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 階段(その踊場を含む。以下同じ)又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)には、視覚障がい者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(以下「点状ブロック等」という。)を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 自動車車庫に設けるもの</p>
9 階段(その踊場を含む。以下同じ。)	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(6) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 自動車車庫に設けるもの</p> <p>イ 段がある部分と連続して手すりを設けるもの</p>
10 傾斜路	利用者の用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。

	<p>(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 自動車車庫に設けるもの</p> <p>エ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p>
11 エレベーター	<p>利用者の用に供するエレベーターを設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設又は授乳及びおむつ交換場所がある階並びに地上階に停止すること。</p> <p>(2) かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごは、現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(4) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(5) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(6) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(7) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合においては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字、文字等の浮き彫り又は音による案内等により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(8) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。</p> <p>(9) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時</p>

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

	<p>にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(10) エレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す表示をすること。</p>
12 便所	<p>利用者の用に供する便所を設ける場合においては、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所内に、次に定める構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。イ 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 <p>(2) 人工肛門及び人工膀胱の保有者のための洗浄設備を設けること。</p> <p>(3) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>(4) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(5) 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
13 駐車場（機械式駐車場を除く。以下同じ。）	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合においては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合においては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 1の項(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。イ 幅は、350センチメートル以上とすること。ウ 車いす使用者用駐車施設の付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
14 敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 手すりを設けること。

	<p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p>
15 客席及び観覧席	<p>(1) 興行施設、集会施設及び体育施設で固定式の客席又は観覧席を設ける場合には、車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用席は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、110センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床は、水平とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者用席のある室の2の項に定める構造の移動等円滑化経路を構成する出入口から車いす使用者用席に至る通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、4の項に定める構造の移動等円滑化経路を構成する傾斜路及びその踊場を設けること。</p>
16 客室	<p>(1) 宿泊施設で用途面積が1,000平方メートル以上のもの又は客室の総数が50以上のものにおいては、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、2の項に定める構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 光等により非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。</p> <p>エ 便所には、12の項（1）、（4）、（5）及び（6）の規定により車いす使用者用便房を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に12の項に規定する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けら</p>

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

	<p>れている場合においては、この限りでない。</p> <p>オ 浴室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に17の項に規定する浴室が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>（ア） 出入口は、2の項に定める構造とすること。</p> <p>（イ） 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>（ウ） 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>（エ） 浴室における1以上の浴槽は、洗い場の床面から浴槽の上端までの高さを、40センチメートル程度とすること。</p> <p>（オ） 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>（カ） 1以上の水栓器具は、操作が容易なものとすること。</p>
17 浴室及び脱衣室 (以下「浴室等」という。)	<p>福祉保健施設及び宿泊施設で利用者の用に供する浴室等（客室又は居室の内部に設けるものを除く。）を設ける場合の浴室等及び公衆浴場の浴室等においては、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）の浴室等は、次に定める構造とすること。</p> <p>（1） 出入口は、2の項に定める構造とすること。</p> <p>（2） 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>（3） 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>（4） 浴室における1以上の浴槽は、洗い場の床面から浴槽の上端までの高さを40センチメートル程度とすること。</p> <p>（5） 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>（6） 1以上の水栓器具は、操作が容易なものとすること。</p>
18 シャワー室及び更衣室	<p>体育施設で利用者の用に供するシャワー室又は更衣室を設ける場合には、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）のシャワー室又は更衣室は、次に定める構造とすること。</p> <p>（1） 出入口は、2の項に定める構造とすること。</p> <p>（2） 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>（3） 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>（4） シャワー及び手すりを適切に配置すること。</p> <p>（5） 1以上の水栓器具は、操作が容易なものとすること。</p>

19 授乳及びおむつ交換場所	<p>(1) 福祉保健施設（母子関係施設に限る。）、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁施設、集会施設、物品販売施設、興行施設及び展示施設で用途面積が 2,000 平方メートル以上のものには、円滑に授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること。</p> <p>(2) 授乳及びおむつ交換場所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
20 改札口及びレジ通路	<p>改札口又はレジ通路（商品、サービス等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）を設ける場合には、1 以上の改札口又はレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内法を 80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面を確保すること。</p>
21 公衆電話台	<p>公衆電話機を設置する台を設ける場合においては、1 以上の台は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 高さは、床から 70 センチメートル程度とすること。</p> <p>(2) 台の下部に高さ 65 センチメートル程度、奥行き 45 センチメートル程度の空間を設けること。</p>
22 券売機	<p>公共交通機関の施設に券売機を設ける場合においては、1 以上の券売機は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 金銭投入口及び操作ボタンの高さは、床から 45 センチメートルから 125 センチメートル程度の範囲とすること。</p> <p>(2) 点字による表示を行うこと。</p> <p>(3) 台を設ける場合においては、奥行き 45 センチメートル程度の空間を設けること。</p>
23 受付カウンター及び記載台	<p>利用者の用に供する受付カウンター又は記載台を設ける場合においては、受付カウンター又は記載台の一部は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 高さは、床から 70 センチメートル程度とすること。</p> <p>(2) 台の下部に高さ 60 センチメートルから 65 センチメートル程度、奥行き 45 センチメートル程度の空間を設けること。</p>

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

24 案内標示板	<p>(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所の配置を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内等により表示した案内板その他の設備を設けること。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定は、案内所を設ける場合においては適用しない。</p>
25 緊急時の設備	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもので避難用の誘導灯を設ける場合においては、点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した誘導灯を設けること。
26 視覚障がい者が円滑に利用できる経路 (以下「視覚障がい者移動等円滑化経路」という。)	<p>(1) 道等から 24 の項に規定する案内設備又は案内所までの経路(利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)のうち 1 以上を、視覚障がい者移動等円滑化経路にすること。ただし、当該経路が次のいずれかに該当するものである場合においてはこの限りでない。</p> <p>ア 案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のもの</p> <p>イ 自動車車庫に設けるもの</p> <p>(2) 視覚障がい者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 視覚障がい者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線上の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（以下「線状ブロック等」という。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障がい者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に定める部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>（ア）車路に近接する部分</p> <p>（イ）段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、若しくは高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）</p>

第2 道路に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）	<p>(1) 歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>イ 歩道等は縁石、防護策等により車道と明確に分離すること。</p> <p>ウ 歩道等に設置する排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まないものとすること。</p> <p>(2) 公共交通機関の施設と視覚障がい者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等その他視覚障がい者の歩行が多い歩道等には、必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設することとし、色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがない場合は、周囲の色と明度差の大きい色とすること。</p> <p>(3) 横断歩道橋及び地下横断歩道の階段及び傾斜路には、手すりを設けること。</p>
2 歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分	<p>交差点及び横断歩道における歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 歩道等と車道との段差は、2センチメートルとすること。</p> <p>(2) 歩道等の切り下げに伴うすりつけ部分の勾配は、5パーセント以下とすること。</p> <p>(3) (1)に定める構造の段差と(2)に定める構造のすりつけ部分には水平区間を設けること。</p> <p>(4) 切下げ部分には、排水ますが位置しないよう配慮すること。</p>
3 歩道等を横断する車両出入口	歩道等を横断する車両出入口は、歩道等が連続して平坦になるよう配慮すること。
4 案内標識	交差点その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、障がい者、高齢者等が見やすい位置に、障がい者、高齢者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の案内標識を設けること。

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

別表第3（第5条関係）

第3 公園等に関する基準

整備箇所	整備基準
1 出入口	<p>外部の道路又は駐車場へ通ずる利用者の用に供する出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができます。</p> <p>(3) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下のすりつけ勾配を設けることができる。</p> <p>(4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2の項(8)に定める傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設した段を設けることができる。</p> <p>(5) 車止め柵を設ける場合においては、柵と柵との間隔を90センチメートル以上とすること。</p>
2 園路	<p>利用者の用に供する主要な園路のうち、1以上の園路は、1の項に定める構造の出入口に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 幅員は、公共的施設（特定公共的施設を除く。）においては120センチメートル以上、特定公共的施設においては180センチメートル以上とすること。ただし特定公共的施設の幅員においては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができます。</p> <p>(3) 縦断勾配は、公共的施設（特定公共的施設を除く。）においては6パーセント以下、特定公共的施設においては5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりや</p>

	<p>むを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。</p> <p>(4) 4パーセント以上の縦断勾配が50メートル以上続く場合においては、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 縁石を切り下げる場合においては、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上、すりつけ勾配は8パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まないものとすること。</p> <p>(7) 階段を設ける場合においては、当該階段は、(8)に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設し、かつ、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。 ウ 手すりを設けること。 エ 高低差が250センチメートルを超える場合においては、高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 <p>(8) (7)の階段に併設する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができます。 ウ 傾斜路の縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 エ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
3 転落防止等	障がい者、高齢者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等その他の転落を防止するための設備を設けること。
4 便所	利用者の用に供する便所を設ける場合は、1以上（男子用及び女子

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

	<p>用の区分があるときは、それぞれ 1 以上) は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所内に、次に定める構造の車いす使用者用便房を 1 以上設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>イ 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち 1 以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設けること。</p> <p>(3) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を 80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(5) 便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
5 駐車場	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合においては、1 以上は、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下のときは当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超えるときは当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、2 の項に定める構造の園路に接する 1 の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350 センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設の付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>

6 案内表示等	障がい者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。
7 付帯設備	ベンチ、野外テーブル、水飲み場、手洗場等は、障がい者、高齢者等に配慮した構造とすること。

資料

料

編

別表第3（第5条関係）

第4 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 路外駐車場における車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）	<p>(1) 路外駐車場には、路外駐車場車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 2の項(1)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
2 路外駐車場における障がい者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）	<p>(1) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道、公園又は広場その他の空地までの経路のうち1以上を、路外駐車場移動等円滑化経路とすること。</p> <p>(2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p>

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

(イ) 50 メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

工 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、段に代わるものにあっては 120 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。

(イ) 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さ 16 センチメートル以下のものにあっては、8 分の 1 を超えないこと。

(ウ) 高さが 75 センチメートルを超えるもの（勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。）にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ) 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超えて、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

別表第4（第5条関係）

建築物（小規模施設に限る。）に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 出入口	<p>利用者の用に供する直接地上へ通ずる出入口及び各室（用途面積の合計が2,000平方メートル未満の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突することがないよう危険防止の措置を講じること。</p> <p>(4) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、戸に挟まれることがないよう危険防止の措置を講じると。</p>
2 廊下等	<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から利用者の用に供する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、3の項(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(3)に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>エ 1の項に定める構造の出入口及び3の項に定める構造のエレベーターの出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(3) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p>

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

	<p>ア 幅は、120 センチメートル以上（段を併設する場合にあっては 90 センチメートル）以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあっては、8 分の 1 を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p>
3 エレベーター	<p>(1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積の合計が 2,000 平方メートル以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。（地上階の直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合を除く。）ただし、当該階において提供されるサービス等を障がい者、高齢者等が受けることができる措置を講じる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かごの奥行きは 135 センチメートル以上とすること。</p> <p>イ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。</p> <p>ウ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>エ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>オ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ 80 センチメートル以上とすること。</p> <p>カ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>キ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（キに規定する制御装置を除く。）は、点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>ク 乗降ロビーは、高低差がないものとし、幅及び奥行きは、それぞれ 150 センチメートル以上とすること。</p>

	<p>ケ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>コ エレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す表示をすること。</p>
4 便所	<p>利用者の用に供する便所を設ける場合においては、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所内に、次に定める構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>イ 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
5 駐車場	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、歩行が困難な障がい者や高齢者等が円滑に利用することができる駐車施設（以下「障がい者等用駐車施設」という。）を設けること。</p> <p>(2) 障がい者等用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 1の項に定める構造の出入口から当該障がい者等用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 1の項に定める構造の出入口から当該障がい者等用駐車施設に至る駐車場内の通路は、6の項に定める構造とすること。</p> <p>ウ 障がい者等用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p>
6 敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p>

1-2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

	<p>(2) 直接地上へ通ずる 1 の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ 1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる 1 の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(3)に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合においては、当該戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2 の項 (3)に定める構造とすること。</p>
7 改札口及びレジ通路	改札口又はレジ通路（商品、サービス等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、1 以上の改札口又はレジ通路は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、80 センチメートル以上とすること。 (2) 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面を確保すること。
8 案内標示板	案内標示板を設ける場合においては、案内標示板は、高さ、文字の大きさ等を障がい者、高齢者等に配慮したものとすること。

別表第5（第6条、第8条、第10条、第11条関係）

種類	図書	
	添付図書	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、建築物の位置並びに整備基準に規定する部分の位置及び構造
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに整備基準に規定する部分の位置及び構造
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、土地の高低、道路の位置並びに整備基準に規定する部分の位置及び構造
公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、公園等の位置並びに整備基準に規定する部分の位置及び構造
建築物以外の路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、建築物以外の路外駐車場の位置並びに整備基準に規定する部分の位置及び構造
共通	その他知事が必要と認める図書	